



# 日高ロータリークラブ WEEKLY

2025-2026 R.1テーマ  
よいことのために手を取り合おう

## THE ROTARY CLUB OF HIDAKA

例会日	毎週火曜日	時間	第1・3週 18:00~19:00 第2・4週 12:30~13:30
例会会場	日高市商工会	住所	〒350-1206 日高市南平沢1083 日高市商工会館内
事務所	同上	TEL. FAX	042 (985) 3355
会長	小坂雅彦	幹事	町田秀雄 会報委員長 犬竹一浩

### 第1964回例会 2026年6月2日(火) 通常夜間例会 第1965回例会 2026年6月9日(火) 親睦例会

2026年6月16日発行 第1744号

#### 会長の時間 小坂雅彦会長

いよいよ、当年度も最終月を迎えることとなりました。残り1ヶ月と申しましても、例会場で行う例会は本日を含め3回となります。あっという間に過ぎてしまうでしょう…。1年というのは本当に早いものです。次年度会長の白井威会員、次年度幹事の齋藤由貴会員は、現在『年度計画書』の作成等でお忙しい日々を送っていられるとおもいます。年度が始まる準備段階(5月、6月辺り)が、結局一番バタバタするのではないのでしょうか。新年度は新年度で、また新しい風が吹くとおもいます。次はどんな年度になるのか…今から楽しみです。さて、次週は当クラブ恒例の『親睦旅行』となっております。御出席予定の皆様、宜しくお願い致します。新入会員の野村成良さん、磯田真哉さん2名も御出席して下さいます。宴席やゴルフ、移動例会などは、クラブに馴染むいいきっかけとなるかとおもいます。多くの会員と談話し、人となりを知り、どんどん馴染んでいって下さい(笑)。そして日高クラブの核となり、多くの行事で御活躍いただければとおもいます。



#### 幹事報告 町田秀雄幹事

##### 理事会報告(承認事項)

- ・親睦旅行について 6月9日(横須賀方面)
- 地区事務所より
- ・6月のRIレート \$1 = ¥159

#### 結婚誕生祝 清水貴博親睦委員



#### [誕生日]

持田和弘さん  
武藤和雄さん  
小坂雅彦夫人 栄里様



## 卓話 町田秀雄会員

皆様、『取適法』という法律を御存知でしょうか？取適法は、正式名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」、通称「中小受託取引適正化法」の略称です。従来の下請法（下請代金支払遅延等防止法）が改正される形で、令和8年（2026年）1月1日に施行されました。読み方は、とりてきほうです。取適法の目的は、簡単にいえば受託取引の公正化と中小受託事業者の利益保護です。これまでは、委託側が受託側に対し、優越的な地位を濫用するケースが少なくありませんでした。これでは受託側が不利なばかりか、委託業者間の公正な競争にも影響が出ます。取適法の施行により、こうした状況については是正されることが期待されています。我々の業界(板金・塗装)は、今まで裏方としてほぼ日の目を見ることなくこういった問題と対峙して参りました。部品や諸所の必要経費が上昇する中、ディーラーから技術料を値引きされ、それでも何とかお客様に喜んで頂けるよう知恵を絞ってやってきました。しかし、もうそんな事を言っている時代ではなくなってきたのです。自分たちの会得してきた技術を守り、それに応じた対価を頂く、それが当たり前なのです。いろいろな方の努力が実り、やっと交渉の場に立つことが出来た次第です。今後は、下請整備工場への修理・整備委託代金の支払い遅延。無償での保証対応・リコール対応を求める。板金塗装業者へ「手数料控除」「値引要請」を行う。車両回送・輸送費を下請側で負担させる。等々、想定される典型的なリスクが回避できることとなります。どの業界でも同じだと察しますが、取適法施行の背景として、近年の急激な労務費や原材料費、エネルギーコストの高騰が挙げられます。こうしたコスト増を適切に価格転嫁できず、受注側が収益を圧迫されるケースは看過できない問題でした。こうした状況下では、政府が目指す物価上昇を上回る賃上げも困難です。従来の下請法（昭和31年制定）でも、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護は図られてきました。そのうえで、昨今のコスト上昇局面におけるより公正な取引環境構築、サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、令和6年（2024年）に本改正が閣議決定されました。通称が「下請法」から「取適法」に変わっただけでなく、関連用語にも見直しが行われています。具体的には、発注者である「親事業者」は「委託事業者」に、受注者である「下請事業者」は「受託事業者」へと、それぞれ変更されました。「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な立場ではないという語感を与えるため、昨今では使われなくなっています。そうした時代の変化を受けてのアップデートとなりました。これに伴い、事業者側では契約書や発注書などで使用する文言の修正が必要になります。今回の改正での特に重要なポイントが、価格協議義務の明文化です。労務費や原材料費、エネルギーコストなどが上昇したことを受けて、中小受託事業者から価格引上げの要請があった場合、委託事業者は誠実に協議に応じる義務を負います。中小受託事業者としては、値上げ交渉がしやすくなりました。また、単に協議の場を設けるだけでなく、価格転嫁をしない場合でも、理由を書面などで示すことが求められます。協議に応じない一方的な価格決定は禁止です。そのため、今後の委託契約書には、価格改定条項として「いつ」「どんな条件で」見直すかを具体的に盛り込むことが重要です。また、資材費と労務費について切り分けて記載し、それぞれに改定ルールを設定することで、協議がよりスムーズになります。公正取引委員会・中小企業庁では、受託取引が公正に行なわれているか、定期調査を実施しています。必要に応じて取引記録などの帳簿書類も調査されます。また、違反行為が認められた場合、公正取引委員会や中小企業庁・事業所管省庁から指導や勧告措置が取られます。勧告が行われた場合、企業名や違反事実が公表される可能性があります。今後は、小規模・零細事業者が主体の我々のような車体整備業界においても、元請けの整備事業者や同業者間での取引の適正化を図るため、この改正のポイントを理解することが重要だと感じています。横の繋がりを強化しお互いに情報交換をする。そして、勉強を重ねて知識を増やしていくことが、仕事を長く続けて行く肝になって、会社、従業員を守ることに繋がって行くとおもいます。



出席報告	6月2日	会員数	出席数	出席免除	欠席数	出席率	5/19 修正率
	夜間	24	13	2	11	45.4%	54.5%

ニコニコボックス報告 会員 13名 合計金額 17,000円 累計金額 467,000円

親睦旅行 令和8年6月9日(火) 於：横須賀方面

出席報告	6月9日	会員数	出席数	出席免除	欠席数	出席率	5/26 修正率
	親睦旅行	24	15	2	9	59%	68.2%